

「アメリカ合衆国産さくらんぼ生果実に関する植物検疫実施細則」（昭和 53 年 5 月 2 日 53 農蚕第 3029 号農蚕園芸局長通達）一部改正新旧対照表
（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
1 (略) 2 こん包施設 告示 7 のこん包施設は、アメリカ合衆国植物防疫機関が指定することとし、指定又は取消しを行う場合には、日本国植物防疫機関宛てに通知されるものとされている。 3 (略) 4 検査及び消毒の実施の確認 告示 6 の検査及び消毒の実施の確認は、原則として 1 年に 1 回以上、次により行うものとする。 (1) 消毒の実施の確認 ア (略) イ 告示 5 の (3) によりくん蒸を実施する場合 (ア) <u>アメリカ合衆国植物防疫機関が指定した大きさである生果実の直径 2.0 センチメートルを超えるよう選果されていることを確認すること。</u> (イ) 所定の薬量及び温度条件の下に所定の時間くん蒸が行われていることを確認すること。 (ウ) 1 回に処理する生果実の量がくん蒸施設の内容積の 50 パーセントを超えず、かつ、積付けがガス濃度の均一化を阻害しないように行われていることを確認すること。 (エ) くん蒸中は常時ガスの循環が行われていることを確認すること。 ウ (略) (2)・(3) (略) 5・6 (略)	1 (略) 2 こん包施設 告示 7 のこん包施設は、アメリカ合衆国植物防疫機関が指定することとし、指定又は取消しを行う場合には、日本国植物防疫機関あてに通知されるものとされている。 3 (略) 4 検査及び消毒の実施の確認 告示 6 の検査及び消毒の実施の確認は、原則として 1 年に 1 回以上、次により行うものとする。 (1) 消毒の実施の確認 ア (略) イ 告示 5 の (3) によりくん蒸を実施する場合 (新設) (ア) 所定の薬量及び温度条件の下に所定の時間くん蒸が行われていることを確認すること。 (イ) 1 回に処理する生果実の量がくん蒸施設の内容積の 50 パーセントを超えず、かつ、積付けがガス濃度の均一化を阻害しないように行われていることを確認すること。 (ウ) くん蒸中は常時ガスの循環が行われていることを確認すること。 ウ (略) (2)・(3) (略) 5・6 (略)